

茨城労働局発表
令和4年8月5日(金)

担 当	茨城労働局労働基準部賃金室				
	室長	荻野 辰昭			
	室長補佐	中島 孝紀			
	電話	029-224-6216			

令和4年度茨城県最低賃金の改正答申について - 引上げ額は32円 -

茨城地方最低賃金審議会（会長 清山 玲）は、本年8月2日に中央最低賃金審議会から示された目安答申を参考に、茨城県における各種経済指標などを勘案して慎重に審議した結果、本日8月5日、茨城労働局長（下角 圭司）に対し、現行の最低賃金の時間額879円を32円引上げて（引上率3.64%）、911円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

なお、本年においては、原材料価格の高騰や物価の上昇、加えて円安の進行により、中小企業・小規模事業者に大きな影響がでているので、業務改善助成金などの既存施策をいっそう使い易いように制度の改善を図ることはもとより、新たな支援策と速やかな給付体制の構築を国に求めるとともに、茨城労働局に対しては、茨城県内自治体と連携して、各種支援策を必要とする中小企業・小規模事業者へ、周知啓発等による制度の一層の利活用の促進を求める旨、答申に盛り込まれました。

これを受けて、茨城労働局長は、答申内容の公示等所要の経路を経て、本年度の茨城県最低賃金の改正を決定する予定です。

（参考）

茨城県最低賃金の改定額及び対前年度引上率、引上額の推移

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(答申)
最低賃金改定額	822円	849円	851円	879円	911円
対前年度引上率	3.27%	3.28%	0.24%	3.29%	3.64%
対前年度引上額	26円	27円	2円	28円	32円

引き上げ率は、四捨五入の数値である。

(参考)

目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

中央最低賃金審議会

【目安審議】

諮 問

調 査 審 議

答 申

目安を提示

地方最低賃金審議会

【地域別最低賃金審議】

諮 問

調 査 審 議

答 申

異議申出に係る
調査審議

決 定

決定の公示

効力の発生

関係労使から異議申出があった場合に開催される